

学力に関する証明書とは？

「学力に関する証明書」とは、教育職員免許状を取得するにあたり必要となる単位数を、関係法規に定められる区分に則り算出した証明書です。

～ 発行可能な証明書 ～

本学が発行可能な「学力に関する証明書」は、在学時に所属した学科で取得可能であった教育職員免許状のみです。そのため、申請書内の項目「在学中の免許状取得の有無」及び「希望証明書」に記入できる校種・教科は、別添1を確認してください。

ただし、課程認定を有していない学科においても”教育職員免許法施行規則第66条の6”に関する科目についてのみ発行可能です。

～ 使用用途 ～

「学力に関する証明書」を使用する用途は主に以下の2つです。

- ① 在学中に修得した教職課程科目の単位数を確認し、教育職員免許状取得に必要な単位数を把握する又は他大学へ提出する。
- ② 教育職員免許状の交付申請をする。

～ 適用免許法 ～

教育職員免許法施行規則の改正に伴い、適用される適用法令は現在では以下の区分となります。

- ① 新法（現行の平成28年改正法）：平成31（2019）年度以降入学生
- ② 旧法（平成10年改正法）：平成11（1999）年度以降入学生～平成30（2018）年度入学生
- ③ 旧旧法（昭和63年改正法）：平成4（1992）年度以降入学生～平成10（1998）年度入学生

申請する適用法令については、提出先に必ず確認をしてください。一般的に、当時の適用法令に関して単位数を確認したい場合には”旧法“・”旧旧法“で申請いただく必要があります。しかし、在籍時に”旧法“の適用をされていた方でも、他大学等で不足単位数を修得する場合には”新法“での証明が必要となります。

また、本学で現在”新法“の課程認定を受けていないものは、本学では”新法“での「学力に関する証明書」を発行できません。しかし、「教職に関する科目（各教科の指導法は除く）」と「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」は”新法“に読み替えることができますので、免許教科取得目的で申請される場合は、本学が”新法“で課程認定を受けている同一学校種の他教科で発行申請を行っていたき、流用していただくことになります。